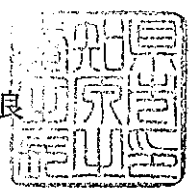




20田環第210号
令和2年7月2日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について (回答)

令和2年6月25日付け2環活第118号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等により地域住民の生活環境に影響がないように十分に配慮すること。
- 2 鳥類等の野生動植物の生息・生育に影響がないよう十分な対策を講じること。

以上

担当 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541





2 豊環再 12 号
令和 2 年 7 月 22 日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について (回答)

令和 2 年 6 月 25 日付け、2 環活第 118 号にて照会のありましたこのことにつ
きまして、意見はありません。

担当 環境部再生可能エネルギーのまち推進課
再生可能エネルギー推進グループ (廣瀬)
電話 0532-51-2419

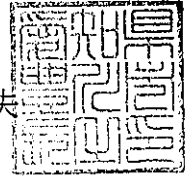




2 豊環第 1 7 4 号
令和 2 年 6 月 3 0 日

愛知県知事 殿

豊川市長 竹 本 幸 夫



(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について (回答)
このことについて、意見はございません。

(連絡先)

担 当 産業環境部環境課 高田

電 話 0533-89-2141

ファックス 0533-89-2197

E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp





蒲環第 155 号

令和2年7月6日

愛知県知事 殿

蒲郡市長 鈴木 寿 明



令和2年6月25日付 2 環活第 118 号で照会のありました、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令54号）第14条第4項に規定された環境保全の見地からの意見については特にありません。

